

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会



指宿市実行委員会



第6回競技・式典専門委員会



【書面開催】

目 次

1 報告事項

- ア 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会
「競技・式典専門委員会」委員変更の報告について・・・ 1
- イ 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会炬火リレーの実施日
及びリレーコースの報告について・・・ 3

2 審議事項

(1) 常任委員会からの委任事項

- 【第1号議案】 「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」指宿市
炬火リレー走者選定要項の一部改訂（案）について・ 5

◆ 参考資料

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会炬火リレー実施要項・・・ 12

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会
指宿市実行委員会会則・・・ 22

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会
指宿市実行委員会専門委員会規程・・・ 28

報告事項

ア 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会

「競技・式典専門委員会」委員変更の報告について

(1) 内容

指宿市定期人事異動に伴う委員の変更

(2) 所属及び委員名（敬称略）

変更前

所属	役職	氏名
指宿市財政課	課長	坂元 一博
指宿市環境政策課	課長	前田 安隆
指宿市都市・海岸整備課	参与	荻 定治
指宿市建築課	課長	山田 昭浩
指宿市スポーツ振興課	課長	内村 喜代志

変更後

所属	役職	氏名
指宿市財政課	課長	東 忠孝
指宿市環境政策課	課長	富永 敏尚
指宿市都市・海岸整備課	課長	田之上 浩康
指宿市建築課	課長	中吉 竜治
指宿市スポーツ振興課	課長	指宿市実行委員会 事務局次長

(3) 委嘱期間

令和5年2月2日～本会の目的が達成された日まで

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会
競技・式典専門委員会名簿

令和5年2月2日現在

◎：委員長，○：副委員長，※：他専門委員会と重複

番号	所 属	役 職	氏 名	区 分	継・新
1	市体育協会	理事長	◎ 元 脇 寛 道	競技運営	継
2	NPO法人 いぶすきスポーツクラブ	総務係長	○ 新 原 大 樹	施設 競技用具	継
3	県ソフトボール協会	国体委員長	有 川 宗 伸	施設， 競技 運営・用具	継
4	県バドミントン協会	副理事長	鬼 塚 敦 義	施設， 競技 運営・用具	継
5	県ゲートボール協会	事務局長	鈴 木 俊 二	施設， 競技 運営・用具	継
6	市ソフトボール協会	事務局次長	上 村 圭 一 郎	施設， 競技 運営・用具	継
7	市バドミントン協会	会計	出 口 拓 也	施設， 競技 運営・用具	継
8	指宿地区ゲートボール連絡協議会	事務局長	平 畑 卓	施設， 競技 運営・用具	継
9	市社会福祉協議会	係長	竹 畑 光 輝	施設	継
10	指宿市財政課	課長	※ 東 忠 孝	施設 競技用具	新
11	指宿市環境政策課	課長	※ 富 永 敏 尚	施設	新
12	指宿市都市・海岸整備課	課長	※ 田 之 上 浩 康	施設	新
13	指宿市建築課	課長	中 吉 竜 治	施設	新

【事務局】

※：事務局次長が事務局参事を兼ねる

番号	所 属	役 職	氏 名	区 分	継・新
1	産業振興部 スポーツ振興課 国体推進室	課長	※ 和 田 哲 郎	事務局次長	新
2		主幹兼係長	坂 元 智 博	推進班長	継
3		主査	園 田 望	推進班員	継
4		主査	吉 原 一 幸	推進班員	継
5		主事	吉 嶺 昂 志 郎	推進班員	新

イ 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会炬火リレーの実施日

及びコースの報告について

(1) 炬火リレー概要

令和5年10月に開催する「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」の気運醸成を図るため、「オール鹿児島」で取り組むとともに、県民の記憶に残る取組とするため、県・市町村共催で、多くの県民、特に子どもたちの参加のもと、炬火リレーを実施する。

(2) 炬火リレー指宿市実施日

令和5年7月22日（土）

※予備日：令和5年7月23日（日）

(3) コース概要

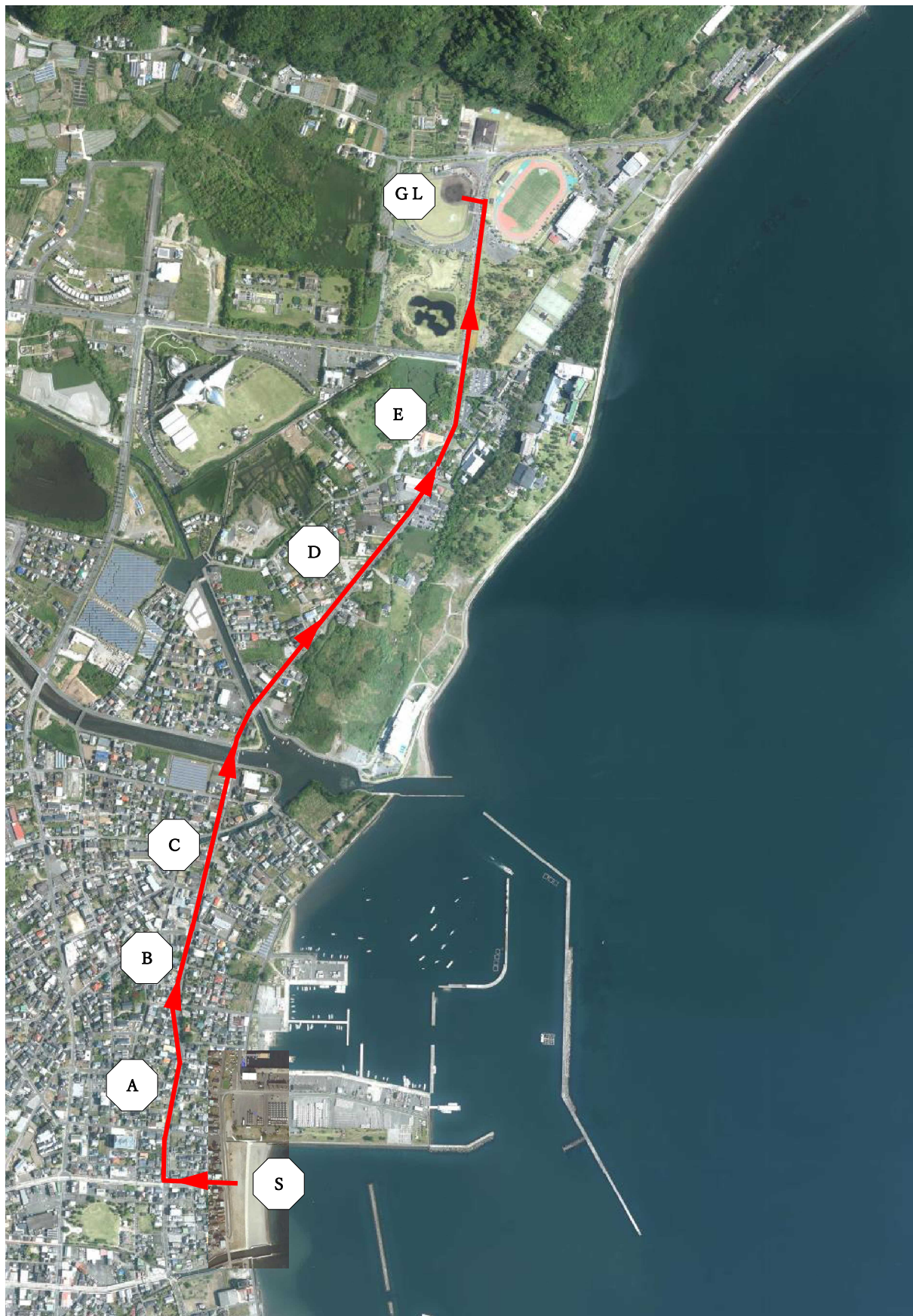
					予定時間		経路等の状況				
地点 記号	種類	名称	中継地等の概要	道路の 内外	到着 時刻	出発 時刻	区間 番号	経 路	走者(名)	距離(km)	所要 時間 (分)
S	出発地	指宿港海岸	海岸	道路外		17:00					
A	中継地	指宿市湊2丁目26	空き地	道路外	17:03	17:08	1	市道 渡瀬通り	14	0.3	3
B	中継地	花木金属	駐車場	道路外	17:11	17:16	2	県道238号(下里港宮ヶ浜線)	14	0.3	3
C	中継地	新和堂	駐車場	道路外	17:20	17:25	3	県道238号(下里港宮ヶ浜線)	14	0.4	4
D	中継地	川口モータース	駐車場	道路外	17:30	17:35	4	県道238号(下里港宮ヶ浜線)	14	0.5	5
E	中継地	サンピア・よつ葉	駐車場	道路外	17:40	17:45	5	県道238号(下里港宮ヶ浜線)	14	0.5	5
GL	到着地	指宿市営野球場	野球場内	道路外	17:50		6	県道238号(下里港宮ヶ浜線)	14	0.5	5
							7				
							計		84.0	2.5	25

所轄警察署によるコース案の理解	有	○	無	
-----------------	---	---	---	--

(4) 出発式・到着式

出発式・到着式を実施予定であり、山川ツマベニ太鼓に演奏依頼を口頭にて行い、内諾を得ている。今後、具体的な内容を決めていく予定。

(5) コース図



【第 1 号議案】

「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」指宿市 炬火リレー走者選定要項の一部改訂（案）について

1. リレーの実施日の変更

「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会炬火リレー実施要項（以下、「リレー実施要項」という。）」の改正に基づく実施日の変更。

改訂前	改訂後
<u>令和 2 年 8 月 11 日（火）</u>	<u>令和 5 年 7 月 22 日（土）</u> ※予備日：令和 5 年 7 月 23 日（日）

2. リレーコースの変更

リレー実施要項の簡素・効率化の方針による標準距離の弾力化を踏まえたリレーコースの変更。

改訂前	改訂後
(1) 指宿地域 指宿市役所指宿庁舎から 丹波小学校 2.6 km 5 区間	○ 指宿港海岸から指宿市営野 球場 2.5 km 6 区間
(2) 山川地域 J R 山川駅から山川高等 学校 2.3 km 5 区間	
(3) 開聞地域 開聞観光案内所から開聞 小学校 2.9 km 5 区間	

3. 走者選定人数の変更

リレー実施要項の簡素・効率化の方針による標準編成の弾力化及びリレーコースの変更による走者選定人数の変更。

改訂前	改訂後
(1) 1 区間当たりのリレー走者の 選定人数は、 <u>14</u> 人から 20 人とし、 総数は <u>260</u> 人程度とする。	(1) 1 区間当たりのリレー走者の選 定人数は、 <u>6</u> 人から 20 人 <u>程度</u> とし、 総数は <u>120</u> 人程度とする。

改訂前	改訂後
(2) 選定人数は次のとおりとする。 ア 小学生 <u>80</u>人程度 イ 中学生 <u>80</u>人程度 ウ 高校生 <u>70</u>人程度 エ 一般 <u>30</u>人程度 オ <u>太陽国体</u> 若干名	(2) 選定人数は次のとおりとする。 ア 小学生 <u>35</u>人程度 イ 中学生 <u>35</u>人程度 ウ 高校生 <u>30</u>人程度 エ 一般 <u>20</u>人程度
(3) リレー走者は、原則として、次の役割を14人から20人で分担する。 ア 炬火保持者 1人 イ 国体旗保持者 4人から6人 ウ 大会旗保持者 4人から6人 エ 市旗保持者 4人から6人 オ リレー隊長 1人	(3) リレー走者は、原則として、次の役割を14人から20人<u>程度</u>で分担する。 ア 炬火保持者 1人 イ 国体旗保持者 4人から6人<u>程度</u> ウ 大会旗保持者 4人から6人<u>程度</u> エ 市旗保持者 4人から6人<u>程度</u> オ リレー隊長 1人

4. 炬火リレー走者の募集条件の変更

2020年開催時は、リレー走者の条件に「令和2年度で小学5年生以上であること」との明記があったが、幅広く多くの子ども達に参加してもらいたいという思いから、「令和5年度で小学生以上であること」としたい。

改訂前	改訂後
(2) <u>令和2年度で小学5年生以上であること。</u>ただし、応募時点で未成年の者は、保護者の承諾を必要とする。	(2) <u>令和5年度で小学生以上であること。</u>ただし、応募時点で未成年の者は、保護者の承諾を必要とする。

「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」指宿市炬火リレー走者選定要項（案）新旧対照表

現行	改正案
3 リレー実施日 <u>令和2年8月11日（火）</u> 4 リレーコース <u>(1) 指宿地域 指宿市役所指宿庁舎から丹波小学校</u> <u>2.6 km 5 区間</u> <u>(2) 山川地域 J R 山川 駅から山川 高等学校</u> <u>2.3 km 5 区間</u> <u>(3) 開聞地域 開聞観光案内所から開聞小学校</u> <u>2.9 km 5 区間</u> 5 選定人数等 (1) 1 区間当たりのリレー走者の選定人数は、<u>14</u>人から20 人とし、総数は <u>260</u> 人程度とする。	3 リレー実施日 <u>令和5年7月22日（土）</u> <u>※予備日：令和5年7月23日（日）</u> 4 リレーコース <u>○ 指宿港海岸から指宿市営野球場 2.5 km 6 区間</u> 5 選定人数等 (1) 1 区間当たりのリレー走者の選定人数は、<u>6</u>人から20 人<u>程度</u>とし、総数は <u>120</u> 人程度とする。

(2) 選定人数は次のとおりとする。 ア 小学生 <u>80</u>人程度 イ 中学生 <u>80</u>人程度 ウ 高校生 <u>70</u>人程度 エ 一般 <u>30</u>人程度 オ <u>太陽国体</u> 若干名 (3) リレー走者は、原則として、次の役割を14人から20人で分担する。 ア 炬火保持者 1人 イ 国体旗保持者 4人から6人 ウ 大会旗保持者 4人から6人 エ 市旗保持者 4人から6人 オ リレー隊長 1人 6 リレー走者の条件 リレー走者は、次の条件をすべて満たすものとする。 (1)略 (2) <u>令和2年度で小学5年生以上であること。</u>ただし、応募時点で未成年の者は、保護者の承諾を必要とする。 (3)～(4)略	(2) 選定人数は次のとおりとする。 ア 小学生 <u>35</u>人程度 イ 中学生 <u>35</u>人程度 ウ 高校生 <u>30</u>人程度 エ 一般 <u>20</u>人程度 (3) リレー走者は、原則として、次の役割を14人から20人<u>程度</u>で分担する。 ア 炬火保持者 1人 イ 国体旗保持者 4人から6人<u>程度</u> ウ 大会旗保持者 4人から6人<u>程度</u> エ 市旗保持者 4人から6人<u>程度</u> オ リレー隊長 1人 6 リレー走者の条件 リレー走者は、次の条件をすべて満たすものとする。 (1)略 (2) <u>令和5年度で小学生以上であること。</u>ただし、応募時点で未成年の者は、保護者の承諾を必要とする。 (3)～(4)略
--	---

「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」指宿市炬火リレー走者選定要項

1 趣旨

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会が、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」における指宿市炬火リレー（以下「リレー」という。）走者を選定するために、必要な事項を定める。

2 選定方法

リレー走者の選定方法は、一般公募とする。ただし、選定人数に満たない場合は、この限りではない。

3 リレー実施日

~~令和2年8月11日（火）~~ 令和5年7月22日（土）

※予備日：令和5年7月23日（日）

4 リレーコース

~~(1) 指宿地域 指宿市役所指宿庁舎から丹波小学校 2.6km 5区間~~

~~(2) 山川地域 JR山川駅から山川高等学校 2.3km 5区間~~

~~(3) 開聞地域 開聞観光案内所から開聞小学校 2.9km 5区間~~

○ 指宿港海岸から指宿市営野球場 2.5km 6区間

5 選定人数等

(1) 1区間当たりのリレー走者の選定人数は、~~14~~ 6人から20人程度とし、総数は~~260~~ 120人程度とする。

(2) 選定人数は次のとおりとする。

ア 小学生 ~~80~~ 35人程度

イ 中学生 ~~80~~ 35人程度

ウ 高校生 ~~70~~ 30人程度

エ 一般 ~~30~~ 20人程度

~~オ 太陽国体 若干名~~

(3) リレー走者は、原則として、次の役割を14人から20人程度で分担する。

ア 炬火保持者 1人

イ 国体旗保持者 4人から6人程度

ウ 大会旗保持者 4人から6人程度

エ 市旗保持者 4人から6人程度

オ リレー隊長 1人

6 リレー走者の条件

リレー走者は、次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 指宿市内に居住又は通勤・通学していること。
- (2) 令和~~2~~5年度で小学~~5~~年生以上であること。ただし、応募時点で未成年の者は、保護者の承諾を必要とする。
- (3) 走行する区間を所定の速度で走行できること。ただし、障害者については、車椅子等の使用及び介助者の伴走も可能とする。
なお、所定の速度とは、毎時6kmから8kmを目安とするが、児童・生徒、高齢者、障害者等が走行する区間では、状況に応じた走行を行うこととする。
- (4) 日頃から健康管理に十分注意を払い、体力に自信があること。

7 選定方法

応募人数が選定人数を上回った場合は、抽選により選定する。

8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

参考資料

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 炬火リレー実施要項

平成31年3月29日制定
令和2年4月1日改正
令和4年3月16日改正

1 趣旨

2023年10月に開催する「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」の気運醸成を図るため、「オール鹿児島」で取り組むとともに、県民の記憶に残る取組とするため、県・市町村共催で、多くの県民、特に子ども達の参加のもと、炬火リレーを実施する。

2 内容

2023年7月から8月の夏休み期間に、県が採火した炬火を、県内全市町村を3コースで巡回するリレーを実施する。

リレー後、各コースを巡った3つの火を一つに集火する。

(1) 採火式

ア 期 日 2023年7月20日(木)

イ 場 所 県庁2階県民ホール前広場

ウ 内 容 太陽光から凹面鏡で採火した後、3つに分火し、各コースのリレー出発地に移送する。

(2) 炬火リレー

ア 期 間 2023年7月21日(金)～8月26日(土)

イ コース 薩摩・大隅・離島の3コースとし、各コースの市町村は、別表1のとおりとする。

(ア) 薩摩コース(出発：指宿市 → 到着：鹿児島市)

(イ) 大隅コース(出発：伊佐市 → 到着：鹿屋市)

(ウ) 離島コース(出発：三島村 → 到着：西之表市)

(3) 集火

各コースを巡った3つの炬火は、国体総合開会式で集火する。
それまでの間、各コースの到着地で炬火を展示・保管する。

3 役割分担

県及び市町村の役割分担は、次のとおりとする。

また、炬火リレーを安全かつ円滑に実施するため、警察署等の関係機関と緊密な連携を図る。

県	市 町 村
1 全体総括・調整 2 リレー運営サポート 3 採火式企画・運営 4 服装(Tシャツ・帽子)製作・配付 5 炬火トーチ・炬火受皿製作・配付 (2020年製作・配布済)	1 リレー実施・運営 2 リレー走路・区間及びランナー選定 3 出発式・イベント等企画・運営

4 実施方法

炬火リレーの実施においては、簡素・効率化に努め、併せて地域の自然及び歴史・文化等の多彩な魅力が発信されるよう取り組むこととし、実施

方法は、次のとおりとする。

なお、炬火リレーは公道以外でも実施できるものとする。

(1) 日 程

各コースの日程は、別表2のとおりとする。

(2) 時間帯

日中の気温が高い時間帯を避けたり、夜間に照明の下で実施するなど、暑さ対策に十分に配慮した時間帯を選択する。

(3) 距 離

上記(2)の時間帯を考慮し、1市町村当たりの標準距離は、1区間200～400m×10～15区間＝2～6km以内とする。

なお、区間は連続しなくてもよい。

(4) 編 成

1区間のリレー隊の標準編成は、別表3のとおりとする。

なお、地域の実情に応じて、編成を変更することができる。

(5) 服 装

リレー走者は、原則として県が配付するTシャツ及び帽子を着用する。

(6) 出発式等

各市町村は、炬火リレーの開始前に出発式を実施する。

また、別途、炬火リレーを盛り上げるための関連イベントを実施することができる。

(7) 炬火運搬

炬火の運搬は、市町村内は当該市町村が行い、市町村間は県が行う。

5 雑則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表 1 (各コースの市町村)

コース	地域（地域振興局・支庁）	市町村数	市町村
薩摩コース	鹿児島（本土） 南薩 北薩	12市町	鹿児島市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，薩摩川内市，日置市，いちき串木野市，南さつま市，南九州市，さつま町，長島町
大隅コース	姶良・伊佐 大隅	13市町	鹿屋市，垂水市，曾於市，霧島市，志布志市，伊佐市，姶良市，湧水町，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町
離島コース	鹿児島（離島） 熊毛 大島	18市町村	西之表市，奄美市，三島村，十島村，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町

別表 2 (各コースの日程)

月	日	曜日	薩摩コース	大隅コース	離島コース
7	21	金	—	伊佐市	三島村
	22	土	指宿市	湧水町	十島村
	23	日	—	—	—
	24	月	南九州市	霧島市	与論町
	25	火	枕崎市	—	—
	26	水	—	始良市	知名町
	27	木	南さつま市	—	和泊町
	28	金	—	垂水市	—
	29	土	—	—	伊仙町
	30	日	—	曾於市	天城町
	31	月	いちき串木野市	—	徳之島町
8	1	火	(出校日)		
	2	水	—	志布志市	瀬戸内町
	3	木	—	—	大和村
	4	金	長島町	大崎町	宇検村
	5	土	—	—	—
	6	日	—	東串良町	龍郷町/奄美市
	7	月	阿久根市	—	—
	8	火	薩摩川内市	肝付町	喜界町
	9	水	出水市	—	—
	10	木	—	南大隅町	屋久島町
	18	金	予備日		
	19	土			
	20	日			
	21	月	(出校日)		
	22	火	さつま町	錦江町	南種子町
	23	水	日置市	—	中種子町
	24	木	—	鹿屋市	西之表市
	25	金	—		
	26	土	鹿児島市		

別表 3 （リレー隊の標準編成）

14 人	
10 人	
6 人	

令和5年燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会炬火リレー実施要項 新旧比較表

旧 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会炬火リレー実施要項 (令和2年4月1日改正)		新 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会炬火リレー実施要項 (令和4年3月16日改正)		備 考												
1 趣旨 2020年10月に開催する「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」の気運醸成を図るため、「オール鹿児島」で取り組むとともに、県民の記憶に残る取組とするため、県・市町村共催で、多くの県民、特に子ども達の参加のもと、炬火リレーを実施する。 2 内容 2020年8月の夏休み期間に、県が採火した炬火を、県内全市町村を3コースで巡回する<u>一筆書き</u>のリレーを実施する。 リレー後、各コースを巡った3つの火を一つに集火する。 (1) 採火式 ア 期 日 2020年8月10日(月・祝) イ 場 所 県庁2階県民ホール前広場 ウ 内 容 太陽光から凹面鏡で採火した後、3つに分火し、各コースのリレー出発地に移送する。 (2) 炬火リレー ア 期 間 2020年8月11日(火)～29日(土) イ コース 薩摩・大隅・離島の3コースとし、各コースの市町村は、別表1のとおりとする。 (㍿) 薩摩コース(出発：指宿市 → 到着：鹿児島市) (ｲ) 大隅コース(出発：伊佐市 → 到着：鹿屋市) (ｳ) 離島コース(出発：<u>与論町</u> → 到着：西之表市) (3) 集火式 <u>ア 期 日 2020年9月5日(土)</u> <u>イ 場 所 アミュプラザ鹿児島AMU広場</u> <u>ウ 内 容 各コースを巡った3つの火を一つに集火する。</u> <u>エ 保管等 10月3日(土)の総合開会式までの間、県庁舎で炬火を展示・保管する。</u> 3 役割分担 県及び市町村の役割分担は、次のとおりとする。 また、炬火リレーを安全かつ円滑に実施するため、警察署等の関係機関と緊密な連携を図る。 <table><tr><th>県</th><th>市町村</th></tr><tr><td>1 全体総括・調整</td><td>1 リレー実施・運営</td></tr><tr><td>2 リレー運営サポート</td><td>2 リレー走路・区間及びランナー選定</td></tr></table>		県	市町村	1 全体総括・調整	1 リレー実施・運営	2 リレー運営サポート	2 リレー走路・区間及びランナー選定	1 趣旨 <u>2023年10月に開催する「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」の気運醸成を図るため、「オール鹿児島」で取り組むとともに、県民の記憶に残る取組とするため、県・市町村共催で、多くの県民、特に子ども達の参加のもと、炬火リレーを実施する。</u> 2 内容 <u>2023年7月から8月の夏休み期間に、県が採火した炬火を、県内全市町村を3コースで巡回するリレーを実施する。</u> リレー後、各コースを巡った3つの火を一つに集火する。 (1) 採火式 ア 期 日 <u>2023年7月20日(木)</u> イ 場 所 県庁2階県民ホール前広場 ウ 内 容 太陽光から凹面鏡で採火した後、3つに分火し、各コースのリレー出発地に移送する。 (2) 炬火リレー ア 期 間 <u>2023年7月21日(金)～8月26日(土)</u> イ コース 薩摩・大隅・離島の3コースとし、各コースの市町村は、別表1のとおりとする。 (㍿) 薩摩コース(出発：指宿市 → 到着：鹿児島市) (ｲ) 大隅コース(出発：伊佐市 → 到着：鹿屋市) (ｳ) 離島コース(出発：<u>三島村</u> → 到着：西之表市) (3) 集火 <u>各コースを巡った3つの炬火は、国体総合開会式で集火する。</u> <u>それまでの間、各コースの到着地で炬火を展示・保管する。</u> 3 役割分担 県及び市町村の役割分担は、次のとおりとする。 また、炬火リレーを安全かつ円滑に実施するため、警察署等の関係機関と緊密な連携を図る。 <table><tr><th>県</th><th>市町村</th></tr><tr><td>1 全体総括・調整</td><td>1 リレー実施・運営</td></tr><tr><td>2 リレー運営サポート</td><td>2 リレー走路・区間及びランナー選定</td></tr></table>		県	市町村	1 全体総括・調整	1 リレー実施・運営	2 リレー運営サポート	2 リレー走路・区間及びランナー選定	実施年の変更 実施年月の変更 文言の整理 (1)採火式 ア 期日の変更 (2)炬火リレー ア 期間の変更 (㍿)離島コース 出発地の変更 (3)集火 総合開会式での集火とするため、集火式を廃止するとともに、炬火の展示等を各コースの到着地で実施
県	市町村															
1 全体総括・調整	1 リレー実施・運営															
2 リレー運営サポート	2 リレー走路・区間及びランナー選定															
県	市町村															
1 全体総括・調整	1 リレー実施・運営															
2 リレー運営サポート	2 リレー走路・区間及びランナー選定															

3 採火式・集火式企画・運営 4 服装(Tシャツ・帽子)製作・配付 5 炬火トーチ・炬火受皿製作・配付	3 出発式・イベント等企画・運営	3 採火式企画・運営 4 服装(Tシャツ・帽子)製作・配付 5 炬火トーチ・炬火受皿製作・配付	3 出発式・イベント等企画・運営	表「県」 3の集火式を削除
4 実施方法 炬火リレーの実施においては、簡素・効率化に努め、併せて地域の自然及び歴史・文化等の多彩な魅力が発信されるよう取り組むこととし、実施方法は、次のとおりとする (1) 日 程 各コースの日程は、別表2のとおりとする。 (2) 時間帯 日中の気温が高い時間帯を避けるなど、暑さ対策に十分に配慮した時間帯で実施する。 (3) 距 離 上記(2)の時間帯を考慮し、1市町村(複数日で実施する市町村にあつては1日)当たりの距離は、1区間400m×15区間＝6km以内を標準とする。 なお、区間は連続しなくてもよい。 (4) 編 成 1区間のリレー隊の編成は、別表3(炬火保持者1人、国体旗保持者4人、障スポ大会旗保持者4人、市町村旗保持者4人、リレー隊長1人)を標準とする。 なお、地域の実情に応じて、編成を変更することができる。 (5) 服 装 リレー走者は、原則として県が配付するTシャツ及び帽子を着用する。 (6) 出発式等 各市町村は、炬火リレーの開始前に出発式を実施する。 また、別途、炬火リレーを盛り上げるための関連イベントを実施することができる。 (7) 炬火運搬 炬火の運搬は、市町村内は当該市町村が行い、市町村間は県が行う。 5 雑則 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。		4 実施方法 炬火リレーの実施においては、簡素・効率化に努め、併せて地域の自然及び歴史・文化等の多彩な魅力が発信されるよう取り組むこととし、実施方法は、次のとおりとする。 <u>なお、炬火リレーは公道以外でも実施できるものとする。</u> (1) 日 程 各コースの日程は、別表2のとおりとする。 (2) 時間帯 日中の気温が高い時間帯を避けたり、夜間に照明の下で実施するなど、暑さ対策に十分に配慮した時間帯を選択する。 (3) 距 離 上記(2)の時間帯を考慮し、1市町村当たりの標準距離は、1区間200～400m×10～15区間＝2～6km以内とする。 なお、区間は連続しなくてもよい。 (4) 編 成 1区間のリレー隊の標準編成は、別表3のとおりとする。 なお、地域の実情に応じて、編成を変更することができる。 (5) 服 装 リレー走者は、原則として県が配付するTシャツ及び帽子を着用する。 (6) 出発式等 各市町村は、炬火リレーの開始前に出発式を実施する。 また、別途、炬火リレーを盛り上げるための関連イベントを実施することができる。 (7) 炬火運搬 炬火の運搬は、市町村内は当該市町村が行い、市町村間は県が行う。 5 雑則 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。		4 実施方法 留意事項の追記 (2)時間帯 留意事項の追記 (3)距離 標準距離の弾力化 (4)編成 標準編成の弾力化

別表 1（各コースの市町村）			
コース	地域（地域振興局・支庁）	市町村数	市町村
薩摩コース	鹿児島（本土） 南薩 北薩	12 市町	鹿児島市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，薩摩川内市，日置市，いちき串木野市，南さつま市，南九州市，さつま町，長島町
大隅コース	姶良・伊佐 大隅	13 市町	鹿屋市，垂水市，曾於市，霧島市，志布志市，伊佐市，姶良市，湧水町，大崎町，東串良市，錦江町，南大隅町，肝付町
離島コース	鹿児島（離島） 熊毛 大島	18 市町村	西之表市，奄美市，三島村，十島村，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町

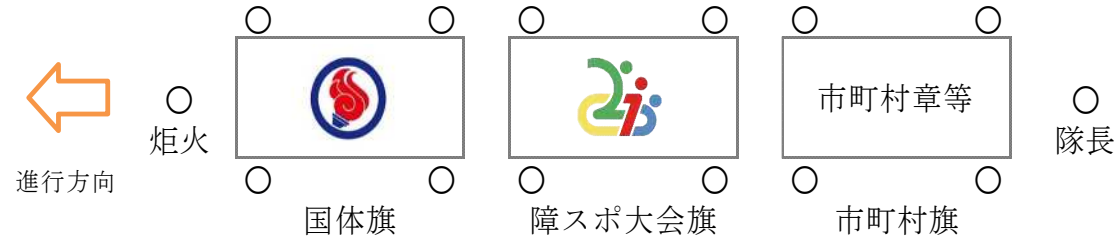
別表 2（各コースの日程）					
月	日	曜日	薩摩コース	大隅コース	離島コース
8	11	日	指宿市	伊佐市	与論町
	12	月	南九州市	湧水町	知名町
	13	火	枕崎市	霧島市	和泊町
	14	水	南さつま市	〃	伊仙町
	15	木	南さつま市	－	－
	16	金	－	霧島市	天城町
	17	土	－	姶良市	徳之島町
	18	日	日置市	垂水市	瀬戸内町
	19	月	いちき串木野市	曾於市	宇検村
	20	火	薩摩川内市	志布志市	大和村
21	水	〃	大崎町	奄美市	
22	木	〃	東串良町	龍郷町	
23	金	阿久根市	肝付町	喜界町	
24	土	長島町	南大隅町	十島村	
25	日	出水市	錦江町	三島村	
26	月	さつま町	鹿屋市	屋久島町	
27	火	鹿児島市	〃	南種子町	
28		〃	－	中種子町	
29		〃	－	西之表市	

別表 1（各コースの市町村）			
コース	地域（地域振興局・支庁）	市町村数	市町村
薩摩コース	鹿児島（本土） 南薩 北薩	12 市町	鹿児島市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，薩摩川内市，日置市，いちき串木野市，南さつま市，南九州市，さつま町，長島町
大隅コース	姶良・伊佐 大隅	13 市町	鹿屋市，垂水市，曾於市，霧島市，志布志市，伊佐市，姶良市，湧水町，大崎町，東串良市，錦江町，南大隅町，肝付町
離島コース	鹿児島（離島） 熊毛 大島	18 市町村	西之表市，奄美市，三島村，十島村，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町

別表 2（各コースの日程）					
月	日	曜日	薩摩コース	大隅コース	離島コース
7	21	金	－	伊佐市	三島村
	22	土	指宿市	湧水町	十島村
	23	日	－	－	－
	24	月	南九州市	霧島市	与論町
	25	火	枕崎市	－	－
	26	水	－	姶良市	知名町
	27	木	南さつま市	－	和泊町
	28	金	－	垂水市	－
	29	土	－	－	伊仙町
	30	日	－	曾於市	天城町
31	月	いちき串木野市	－	徳之島町	
8	1	火	（出校日）		
	2	水	－	志布志市	瀬戸内町
	3	木	－	－	大和村
	4	金	長島町	大崎町	宇検村
	5	土	－	－	－
	6	日	－	東串良町	龍郷町／奄美市
	7	月	阿久根市	－	－
	8	火	薩摩川内市	肝付町	喜界町

別表 2
各コースの日程を
変更

別表 3（リレー隊の標準編成）



9	水	出水市	—	—
10	木	—	南大隅町	屋久島町
22	火	さつま町	錦江町	南種子町
23	水	日置市	—	中種子町
24	木	—	鹿屋市	西之表市
25	金	—	—	—
26	土	鹿児島市	—	—

別表 3（リレー隊の編成例）

14 人	
10 人	
6 人	

別表 3
標準編成の弾力化

変更部分は_____



燃ゆる感動 **かごしま国体**

特別国民体育大会

熱い鼓動 風は南から 2023

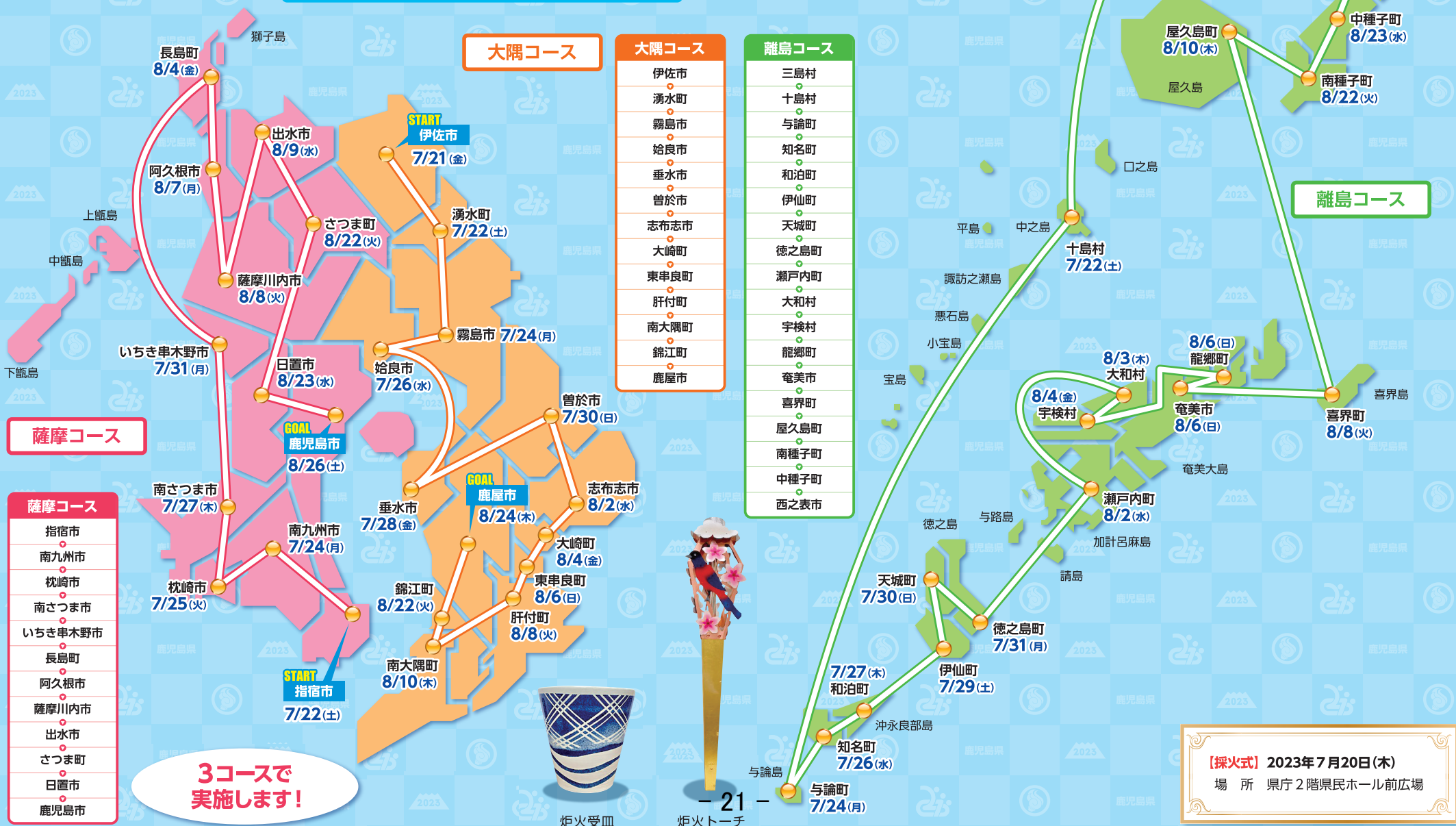
燃ゆる感動 **かごしま大会**

特別全国障害者スポーツ大会

熱い鼓動 風は南から 2023



炬火リレーマップ



燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会会則

第1章 総則

(設置)

第1条 特別国民体育大会（冬季大会を除く。）及び特別全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）において本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）に必要な事業を行うため、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「本会」という。）を置く。

(事業)

第2条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び総合計画・準備・運営に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (4) 関係競技団体その他関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第3条 本会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他関係機関及び団体の代表者及び役職員
- (2) 市議会議員
- (3) 市関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他両大会の開催準備及び運営に関係のある者のほか、会長が特に必要と認める者

(役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内

(3) 常任委員 55 名以内

(4) 監事 2 名

(役員の選任)

第5条 会長は、市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の代表者及び役職員でなくなった場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第8条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、助言する。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 兩大会の開催基本方針に関する事。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
 - (6) その他重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長

が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
- (3) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告し、承認を得なければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を常任委員会に報告する。

4 第7条の規定は、専門委員の任期について準用する。

5 第10条第5項及び第6項の規定は、専門委員会について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を産業振興部内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成28年6月28日から施行する。

(会計年度の特例)

2 平成28年度の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成29年3月31日までとする。

附 則

1 この会則は、平成30年5月14日から施行する。

2 この会則施行の際、現に第75回国民体育大会指宿市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

附 則

- 1 この会則は、令和３年７月９日から施行する。
- 2 現に制定又は策定されている燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会の関係規程等中「第 75 回国民体育大会」とあるのは「特別国民体育大会」，「第 20 回全国障害者スポーツ大会」とあるのは「特別全国障害者スポーツ大会」と読み替える。

附 則

この会則は、令和４年５月 31 日から施行する。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 指宿市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下「両大会」という。）指宿市実行委員会会則第12条第5項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 各委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、両大会指宿市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月24日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務・広報専門委員会	1 開催準備総合計画に関すること 2 広報の基本的事項に関すること 3 市民運動の基本的事項に関すること 4 その他広報及び市民運動に係る重要な事項に関すること 5 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること	1 開催準備総合計画の進行管理に関すること 2 文化プログラムに関すること 3 広報及び啓発の実施に関すること 4 市民運動の実施に関すること 5 報道機関との調整に関すること 6 記録映像及び記録写真に関すること 7 他の専門委員会に属さない事項に関すること（重要なものを除く。）
競技・式典専門委員会	1 公開競技及びデモンストラーションスポーツの選定に関すること 2 競技施設の整備に係る計画の策定に関すること 3 実施競技の企画及び運営に係る計画の策定に関すること 4 その他実施競技の企画及び運営に係る重要な事項に関すること 5 式典の基本的事項に関すること 6 その他式典に係る重要な事項に関すること	1 実施競技の運営に関するもののうち、次に掲げるもの (1) 競技用具に関すること (2) リハーサル大会に関すること (3) 競技記録に関すること (4) その他実施競技の企画及び運営に関すること（重要なものを除く。） 2 競技役員等の養成及び編成に関すること 3 開始・表彰式の企画及び運営に関すること 4 式典音楽の実施に関すること 5 式典演技の実施に関すること 6 炬火リレーの実施に関すること 7 その他式典に関すること（重要なものを除く。）

名称	付 託 事 項	委 任 事 項
宿泊・医事専門委員会	1 宿泊の基本的事項に関する こと 2 医事・衛生の基本的事項に 関すること 3 その他宿泊及び医事・衛生 に係る重要な事項に関するこ と	1 宿泊に関すること 2 医療救護及び防疫に関するこ と 3 食品衛生及び環境衛生に関す ること 4 その他宿泊及び医事・衛生に関 すること（重要なものを除く。）
輸送・警備専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項 に関すること 2 その他輸送及び交通に係る 重要な事項に関すること 3 警備及び消防防災の基本的 事項に関すること 4 その他警備及び消防防災に 係る重要な事項に関すること	1 県外参加者等の輸送に関する こと 2 競技会場地の輸送に関するこ と 3 その他輸送及び交通に関する こと（重要なものを除く。） 4 競技会場地の警備及び消防防 災に関すること 5 その他警備及び消防防災に関 すること（重要なものを除く。）